第5章 行動計画

重点目標を達成するために、強化すべき社協活動を列挙し、行動計画を以下のように定めました。今後5年間、本社協はこれに従って活動の充実化を図ります。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標①-1 居場所づくりの推進

- ○参加しやすい居場所づくりを支援します。
- ○ふれあい荘で各種交流事業を実施します。
- ○移住者や若者を巻き込んだ地域づくりを支援します。
- ○農業を中心としたまちづくりを支援します。
- ○伝統行事や文化の伝承を通じた地域のつながりを大切にします。

- 1. 地域における居場所づくりを推進します。
 - ・孤立防止や認知症予防など地域の居場所づくりにとりくむ方々の活動を支援します。
 - ・誰もが気軽に参加できる地域のイベントの開催や交流が図れるように支援しま す。
 - ・様々な特性をもつ方が気軽に通える場所を検討します。
- 2. ふれあいサロンの活性化を図ります。
 - ・各サロンが実情に合わせた運営ができるように、情報提供し人材育成を支援しま す。
 - ・活動プログラムを支援する方々をコーディネートします。
 - ・サロン連絡会を開催し、他のサロンと情報交換や連携が取れるように支援します。
 - ・新たなサロンの立ち上げを支援します。
- 3. 心と体の健康づくりの場を推進します。
 - ・介護予防と交流の拠点となる通いの場の立ち上げや活動を支援します。
 - ・**はつらつ元気体操**情報交換会を開催するとともにグループ間の交流や視察などができるように支援します。
 - ・通いの場に出向いて地域課題の把握に努め、地域で課題解決できるように支援し

ていきます。

- 4. ふれあい荘で各種交流事業を実施します。
 - ・居宅介護支援事業所および地域包括支援センターと連携し、地域の方々の介護予 防の機会を増やします。
 - ・交流事業や趣味活動を通して介護予防を推進します。
 - ・高齢者だけでなく、幅広い年齢層の交流の機会をつくります。
- 5. 人と人の繋がりを大切にし、地域産業の推進や伝統文化の伝承を支援します。

*はつらつ元気体操: 吉備中央町版百歳体操。音楽に合わせ、重りを付けて行う筋力アップを目的とした体操。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標①-2 在宅福祉の推進 (誰もが最後まで安心して暮らし続けられる在宅福祉サービス)

- ○通所介護事業を実施します。
- ○訪問介護事業を実施します。
- ○居宅介護支援事業を実施します。

行動計画

【通所介護事業】

- 1. 地域とのつながりをより意識したデイサービスの運営にとりくみます。
 - ・地域の方を積極的に行事に招きます。
 - ・利用者が地域とのつながりが切れないようにとりくみます。
 - ・地域のサロン活動にも積極的に参加し、地域とのつながりづくりを目指します。
- 2. 利用者個々の持てる力を活かし、生きがいや楽しみをもってもらえるデイサービスを運営します。
 - ・利用者が持つ得意分野を活かした個別のプログラムを作り、生きがいや楽しみを もってデイサービスを利用できるように努めます。
- 3. 利用者の家族が、安心して在宅介護が行えるように支援します。
 - ・利用者の家族からの相談に応じます。
 - ・家族介護者教室などへ積極的に参加し、介護者の負担軽減に努めます。
- 4. 制度で対応出来ない個別課題にも引き続きとりくんでいきます。

【訪問介護事業】

- 1. 利用者の持てる力を活かした訪問介護を在宅生活の最後の砦として行います。
 - ・介護支援専門員が作成した計画などを基に、利用者の持てる力を最大限に活かした支援をします。
 - ・利用者個々の特性に配慮した支援を展開し、在宅生活を支援します。
- 2. 多職種と連携し、利用者の在宅生活を支え、家族の介護負担を軽減します。
 - ・利用者や家族の生活状況をこまめに把握し、わずかな変化をそれぞれの支援者と 共有することで、利用者の在宅生活を支えます。
- 3. 利用者の在宅生活を護れるように、職員の資質向上に努めます。
 - ・利用者や家族、周りの支援者からの声に耳を傾け、常に利用者サービスの向上を 目指して研修にとりくみます。

【居宅介護支援事業】

- 1. 利用者が安心して在宅生活がおくれるケアマネジメントを行います。
 - ・介護や支援を必要とする方が、可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるように、利用者の意思を尊重し、心身の状況や生活環境に応じた**ケアプラン**を作成します。
 - ・ケアプランに基づいた適切なサービスが提供されるように事業者や関係機関との 連絡調整を行います。
- 2. 利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。
 - ・公的なサービスだけでなく地域のボランティアなどの多様な社会資源と協働し、 介護や支援が必要な方も地域とのつながりを持ち、いきいきと生活できるように 支援します。

*ケアマネジメント:介護等福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手 法のこと。

*ケアプラン:利用者の状況や要望にもとづいて「これからどのような生活を送りたいか」等の目標を設定し、その目標にむけて利用するサービスの種類や頻度を決めた利用計画書のこと。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標①-3 生活困窮者への支援

- ○制度の狭間にある方々への生活支援の充実を目指します。
- ○行政や民間企業などと連携し、生活に困窮している世帯を支援する体制を整備します。
- ○相談と各種貸付による経済的な支援を行います。

行動計画

- 1. 必要な方へ食料支援を行います。
 - ・緊急的な食料提供を行います。
 - ・企業と連携し、食料を定期的に確保できる体制を構築します。
 - ・行政、関係機関とも相談し、適切な支援を行います。
- 2. 生活に困窮している世帯を支援する体制を構築します。
 - ・使わなくなった学用品や制服などを活用できる仕組みをつくります。
 - ・他機関と連携し、引きこもりの実態把握に努め、体制づくりにとりくみます。
 - ・生活に困窮している世帯に対し、継続した相談支援を行います。
 - ・地域で活動するボランティア団体などと連携し、総合的なとりくみを行います。
- 3. 相談と組み合わせた各種貸付により、経済的支援を行います。
 - ・生活福祉資金、高額医療費および福祉用具購入費、**つなぎ資金、緊急援護資金**等 貸付を実施します。

*生活困窮者:多重債務、ホームレス、ひきこもり、障害が疑われる等、様々な要因により困窮している人。就労していてもお金の遣い方が原因で困窮している場合も含まれる。

*つなぎ資金貸付:生活保護申請者に対し、保護費支給までの生活費を貸し付ける事業。

*緊急援護資金貸付:緊急的かつ一時的に金銭が必要で、他制度での解決が困難な方に対し、貸付を行う制度。

基本目標 ① 誰もが役割のある居場所づくりを支援します

重点目標①-4 権利擁護活動の推進

○最後まで自分らしく暮らし続けられる支援体制を整えます。

行動計画

- 1. 日常生活自立支援事業を行います。
 - ・判断能力に不安のある方が自立した日常生活を送れるように、福祉サービスに関する情報提供、助言、手続き、契約の援助、日常的金銭管理、大切な書類等の管理などを行います。
- 2. 法人後見事業を行います。
 - ・被後見人などが自分らしさを保ちながら安心した生活を送ることができるよう に、社協が後見人などとなり、本人の意思を尊重し、**身上保護**や財産管理を行い ます。
- 3. 町民後見人や生活支援員の養成、支援を行います。
 - ・成年後見相談センター、地域包括支援センターなどと連携し、町民後見人や生活 支援員の発掘・養成と活動の支援を行います。

*身上保護:成年被後見人等の心身の状態や生活の状況に配慮して、生活や健康、療養等に関する法律行為を行うこと。

*町民後見人:親族以外の町民による後見人のこと。町民後見人は、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が 選任し、判断能力が不十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等、本人を代理して行う。

*生活支援員:支援計画に基づいて必要な支払い等の支援を行う、日常生活自立支援事業の支援員。

6

基本目標 ② 思いやり、支え合う心を育てます

重点目標②-1 地域の人材の育成

(ボランティア・福祉活動の支援)

- ○ともに助け合い支え合う地域を目指し、ボランティアセンターの機能を強化します。
- ○継続的に地域活動が行えるように、担い手とともに福祉の地域づくりを進めます。

- 1. ボランティア活動に積極的に参加できるような PR 活動を行います。
 - ・イベントを通じた各種ボランティア・団体の活動紹介を行います。
 - ・ホームページ、社協だよりなどを通じた各種ボランティア情報を発信します。
 - ・地域の人材情報を関係機関(地域包括支援センターなど)と共有し、積極的な活動へつないでいきます。
 - ・ボランティア養成講座を開催します。
- 2. 福祉を支える人材の支援・育成を続け、長期的な活動ができるようにします。
 - ・継続的にボランティア活動ができるように、様々な助成金などに関する情報を発信します。
 - ・ボランティア養成講座のフォローアップ研修を開催します。
 - ・空いている時間を活用した、気軽に参加できるボランティア活動をコーディネー トします。
 - ・町内で活動するボランティア団体、福祉団体の相談などに積極的に応じ、スキルアップの機会につなげていきます。
- 3. ボランティアのネットワークを整備します。
 - ・社会福祉法人連絡協議会と連携し、福祉、介護に関わる人へ支援します。
 - ・ボランティア団体・福祉団体の活動を多面的に支援し、地域の福祉課題の解決に 向けて協働します。
 - ・行政や公民館、ボランティア団体などとネットワークを構築します。
 - ・各種ボランティア団体の連絡会を開催します。

- 4. 担い手に関する支援をします。
 - ・地域活動の把握と担い手の発掘を支援します。
 - ・担い手に関する話し合いの場に積極的に参加します。
 - ・町内の各会議や研修、活動などを通じて、様々な分野でスキルを持つ方とのつながりを構築していきます。
 - ・地域の行事などに関する情報発信に協力します。

基本目標② 思いやり、支え合う心を育てます

重点目標②-2 福祉共育の推進

(「教えて育てる」のではなく「共に育つ」きょういく)

○「ふだんのくらしのしあわせ」を考える福祉共育を推進します。

- 1. 多様性を認め合い、共に生きる福祉共育にとりくみます。
 - ・多様な機関や団体、当事者や地域住民を巻き込んだ福祉共育の場づくりにとりく みます。
 - ・当事者や多様な機関、地域住民とともにその地域の実情にあった福祉共育を展開します。
 - ・学びを通じて地域の課題を理解し、地域活動に参加していけるように支援します。

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標③-1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

- ○地域の福祉活動を支える方々と連携し、地域で支えていく仕組みづくりをめざします。
- ○だれひとり取り残されない地域を目指したとりくみを行います。

行動計画

- 1. 地域の見守り活動の活性化を図ります。
 - ・サロン、集いの場などの**小地域福祉活動**を支援し、見守り声かけ活動を強化します。
 - ・民生委員などと連携して、地域の見守りができる新たな体制を整えます。

*小地域福祉活動:身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の困りごとや生活上の課題などの解決に向けた方法 や活動内容を考えて、住民主体で取り組む活動。その1つに地区社協活動がある。

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標③-2 総合的な相談支援体制の充実

- ○あらゆる相談に対応するため、地域と専門職が連携したネットワークづくりを目指 します。
- ○包括的、総合的相談支援体制づくりを目指します。

行動計画

- 1. 地域連携ネットワークの構築にとりくみます。
 - ・司法、介護・福祉・医療などと連携し、あらゆるケースに対応できる体制を整 え、チーム支援を目指します。
 - ・町設置の成年後見の拠点となる中核機関に協力します。
- 2. あらゆる相談に応じるとともに、体制づくりにとりくみます。
 - ・専門職による相談体制を充実させます。
 - ・生活課題を抱える人への支援体制づくりにとりくみます。
 - ・新たに設けた障害者の相談にも対応できる指定特定相談支援事業を行います。

*地域連携ネットワーク:地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組み。

*中核機関:地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

*指定特定相談支援事業: 町が指定を行っている相談支援事業所で、障害福祉サービスを利用するためのサービス等

利用計画を作成し、計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや

修正を行い、より良い生活を送れるようにする事業。

基本目標 ③ 誰もが安心して相談できる体制を目指します

重点目標③-3 情報提供の充実

- ○社協の組織およびとりくみについて知ってもらうための働きかけをします。
- ○福祉に関する情報の収集と発信にとりくみます。

- 1. 分かりやすい情報発信に努めます。
 - ・広報誌を親しみやすいものに変えます。
 - ・情報技術を活用した情報発信を進めます。(ホームページ・ブログ・SNS・マスメディア)
- 2. 職員が地域に出向いて情報の収集と発信を行います。

^{*}プログ:文章や画像などの情報内容を日記のように時系列で投稿するホームページの種類の一つ。

^{*}SNS:人と人との交流を進めるために、インターネットを利用して提供するサービスのこと。この SNS を通して 社会的なつながりを持ち、情報共有がなされている。代表的なものに Twitter(ツイッター)、Facebook (フェ イスブック)、Instagram (インスタグラム) などがある。

基本目標 ④ 災害時でも安心して暮らすための仕組みづくりを支援します

重点目標(4)-1 災害時の支援

- ○災害に備える体制づくりにとりくみます。(自助×共助×公助)
- ○災害時には住民やボランティアと共に被災者支援にとりくみます。(復旧)
- ○被災者の生活に寄り添い地域と共に生活再建にとりくみます。(復興)

- 1. 災害に備え地域住民と一緒に日常からの見守り・支え合いの体制づくりにとりくみます。(自身でも日頃から備えることが大切です)
 - ・地域住民や多機関とともに災害時の対応について協議をします。
 - ・災害ボランティアセンター設置訓練にとりくみます。
 - ・災害ボランティアの養成と登録を行います。
 - ・地区社協やふれあいサロンなどで防災、減災についての啓発にとりくみます。
 - ・「見守り・支え合い」の地域づくりに向け要配慮者など情報を共有し**防災福祉マッ** プ作成などの自主防災計画に協力します。
 - ・安心、安全に活動を行うための用具、備品などを整備します。
- 2. 発災時、速やかに被災者支援にとりくみます。
 - ・被災者支援活動が効果的に行われるように地域住民や地域の各種組織、関係機 関・団体、行政などと連携・協力協働し、災害ボランティアセンターの設置・運 営にとりくみます。
 - ・行政と連携し福祉避難所を運営します。(やすらぎ・しらさぎ)
- 3. 被災者の気持ちに寄り添った生活再建支援を行います。
 - ・被災者に対する生活相談、生活支援を行います。
 - ・継続的な心のケアを目指し、被災者の声に耳を傾けます。
 - ・被災後の新しい生活様式にあわせた地域福祉活動のあり方を地域とともに考えます。
 - *災害ボランティアセンター: 災害時に開設するボランティアセンター。被災者からの支援希望の受付や災害ボランティアの活動調整、広報・ニーズ把握、ボランティア保険の受付を行う。また、 災害に備えて災害ボランティアの養成・登録や継続的な研修を行う。
 - *防災福祉マップ: 危険個所や避難経路・避難場所などを示した防災マップと、支援が必要な方の見守り支え合い のための地図を連動させた地図。

基本目標 ④ 災害時でも安心して暮らすための仕組みづくりを支援します

重点目標④-2 地域のつながりづくり

- ○身近な困りごと(福祉課題)について、地域で解決できる仕組みづくりを支援します。
- ○住民主体の小地域福祉活動、生活支援サービスの仕組みづくりを支援します。

行動計画

- 1. 地区社協の立ち上げ推進および活動支援にとりくみます。
 - ・地域事情にあった地区社協の立ち上げの支援を積極的に行います。
 - ・地区社協活動の推進を支援します。
 - ・地区社協間や行政との情報交換や連携を図ります。
- 2. 生活支援の体制整備およびコーディネーターの配置を進めます。
 - ・さまざまな人が社会参加できる場づくりにとりくみます。
 - ・地域福祉課題にあわせた社会資源の開発発掘にとりくみます。

*生活支援サービス:住民主体による、ゴミ出し、電球交換、草むしり、買い物、簡単な家事などの日常生活の援助。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標(5)-1 社協の組織体制の充実強化

- ○役職員体制の充実強化を図ります。
- ○役職員の資質向上と必要な人材の確保に努めます。
- ○関係機関と連携協働できる職員を目指します。
- ○職員が社協使命の理解を深め活動します。

行動計画

- 1. 理事会、評議員会などの充実を図ります。
 - ・理事会などで研修会を開催し、組織運営の充実を図ります。
- 2. 常に住民目線の原点を忘れないように職員体制の充実強化を図ります。
 - ・事業所を越え互いの仕事を理解し、協力できる体制を整えるため、話し合える場づくりを行います。
 - ・多様化する地域課題に対応するため、事業評価を行い**スクラップ&ビルド**を進めます。
- 3. 職員の資質向上と人材確保に努めます。
 - ・社協職員として求められる資質を確保するため、職場内外の研修への参加を促し ます。
 - ・職員一人ひとりの能力を向上させるため、資格取得を奨励します。
 - ・各事業所の業務内容を見直し、持続可能な運営に必要な人材を確保するよう努め ます。
- 4. 関係機関・団体などと連携協働できる職員を育成します。
 - ・関係機関・団体などの中で、顔の見える関係づくりの中心的な役割を担います。
 - ・地域住民、ボランティア団体などから信頼される職員を育成します。

*スクラップ&ビルド:事業の見直しを行い、ニーズに適さない事業を廃止し、新規事業の立ち上げを行うこと。

- 5. 職員が社協使命の理解を深め活動します。
 - ・地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協 働により地域生活課題の解決にとりくみます。
 - ・「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命とし、**社協の活動原則**に基づいた 活動をします。

*社協の活動原則(5原則)

住民ニーズ基本の原則:住民の生活実態・福祉課題の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。 **住民活動主体の原則**:住民の地域福祉への関心を高め、自主的なとりくみを基礎とした活動を進める。

民間性の原則:民間組織としての開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。

公私協働の原則:公私の関係機関・団体・住民と役割分担して活動を進める。

専門性の原則:組織化、調査、計画等専門性を発揮した活動を進める。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標(5)-2 行政との連携強化

(一体化する・つながりを強化・力を合わせていく)

○地域福祉活動の拠点として「福祉のまちづくり」を実現していきます。

行動計画

- 1. 重層的課題に対応していくため、行政とさらなる連携強化を図っていきます。
 - ・社協が持つ強みや福祉の専門性を活かし、積極的に新規事業を受託していきます。
 - ・社協事業(受託事業含む)の充実を図るため、行政と事業内容や課題を協議していきます。
 - ・地域福祉計画および地域福祉活動計画を一体的に推進するため、評価・検証を行 政と一緒に行っていきます。
 - ・町内の福祉を推進するため、行政との連携を強化し、研修会などを開催していきます。
 - ・福祉の拠点づくりの実現に向けて行政や関係機関とともに協議をしていきます。
 - ·デジタル田園健康特区のとりくみと連携します。
 - ・各事業所の業務内容を見直し、持続可能な運営に必要な人材を確保するよう努め ます。

*デジタル田園健康特区:人口減少、少子高齢化など地方部で問題となっている課題に焦点を当て、当該特区において先駆的に地域の課題解決を図る。デジタル技術の活用によって、地域における健康、 医療に関する課題の解決にとりくみ、地域のデジタル化と規制改革を強力に推進する。

基本目標 ⑤ 社協の組織体制を充実・強化し、関係機関との連携を図ります

重点目標⑤-3 地域に根付いた相談員の配置

○相談員の地区担当制を検討します。

- 1. 各地区ごとに担当する相談員を配置し、支援が行える体制を検討します。
 - ・担当する地域内において、地域住民や関係機関などとネットワークを構築しなが ら制度の狭間の問題にとりくみます。
 - ・個別の問題に対する地域住民の理解づくりを行い、誰もが安心して暮らせる地域 の実現にとりくみます。
 - ・地域の人とともに困りごとを抱えている人の支援を行い、支援を通じて住民同士 が支え合える関係性を構築します。